生活安全

幼児や高齢者が紙おむつを使用している世帯や
個人でごみ集積所を清掃されている方を対象に

村指定『ごみ袋』を支給します

■問合せ　生活安全課☎029－885－0340(内)214・215

支給対象者

以下のいずれかに該当する方が対象です。

- 日常的に紙おむつ等を使用している高齢者・身体障がい者がいる世帯の方。
- 満１歳未満の乳児がいる世帯の方。
- ごみ集積所に散乱するごみの回収や清掃、収集されなかったごみの分別や処理等を、個人的なボランティアで行っている方(当番制で集積所利用者が管理・清掃等を行っている場合は対象外)。

支給する枚数

支給対象者の区分		現物支給するごみ袋の種類	サイズ	最大枚数
①	日常的に紙おむつ等を使用している高齢者、身体障がい者がいる世帯の方	燃やすごみ用	大袋	120枚
②	満１歳未満の乳児のいる世帯の方	燃やすごみ用	大袋	60枚
③	個人的なボランティアでごみ集積所の清掃・管理を行っている方	燃やすごみ用	小袋	108枚
		燃えないごみ用(金属類)	大袋	36枚
		燃えないごみ用(ビン・ガラス類)	大袋	12枚
		紙製容器包装用	大袋	24枚
		プラスチック製容器包装用	大袋	24枚

※数量は年間当たりの枚数です。４月以降の申請の場合は３月分までの月割給付になります。

申請方法

支給希望の方は、生活安全課窓口に配置されている申請書に必要事項を記入の上、生活安全課へ提出してください。ごみ袋の支給は年度ごとに申請が必要ですので、上記の支給対象者の区分が①または③に該当する方が今年度申請されて支給を受けた場合でも、翌年度も継続してごみ袋の支給を受けようとする場合は、翌年度が始まる前の３月中に申請をしてください。
個人的なボランティアでごみ集積所の清掃・管理を行っている方への支給は、集積所１カ所につき１名となりますので、複数人で取り組んでいる場合は代表者１名が申請してください。
※申請書は、村公式ホームページからもダウンロードにより取得できます。